

# JASV が推奨する種豚生産農場、及び精液供給農場（AI センター）の条件について

日本養豚開業獣医師協会（JASV）種豚衛生委員会

1. 農水省から出されている「飼養衛生管理基準」を順守していること。
2. 第三者的立場で農場の衛生状態、健康状態をモニターし指導できる特定な管理獣医師が存在すること。
  - 1) 種豚や精液の購入者、あるいはその管理獣医師が、種豚生産農場や精液供給農場（AI センター）の管理獣医師に、いつでも連絡を取ることができ、当該農場の衛生状態や健康状態の情報を共有できること。
3. 十分な専門知識を有する管理獣医師が関与し、科学的根拠に基づいて作成した健康管理規定（ヘルスコントロールプログラム；一般管理規定、ワクチン接種・投薬プログラム、疾病発生時の治療指針や出荷豚などに対する対策、農場内外のバイオセキュリティプログラムなど）が存在し、必要に応じて、種豚や精液の購入者、あるいはその管理獣医師に開示、説明できること。
4. 農水省が進める農場 HACCP 認証又はそれに準ずる衛生管理システムを構築・励行していること。
5. 健康に関して、
  - 1) 次にあげる疾病は存在しないこと；オーエスキー病、PRRS、ブルセラ病、豚赤痢、進行性萎縮性鼻炎（AR）、外部寄生虫（カイセン、豚ジラミなど）。
    - ①そのための定期的モニター（抗体検査、屠畜検査など）を家伝法による定期検査も含め、年 2 回以上実施し、記録を保管していること。
  - 2) 次にあげる疾病は存在しないか、臨床的に問題ないレベルに十分にコントロールできていること；マイコプラズマ性肺炎、胸膜性肺炎（App）、グレーサー病（ヘモフィルス・パラスイス感染症）、サルモネラ症（ST、SC）、出血性増殖性回腸炎（ローソニア感染症）、TGE、PED、PCV2 関連疾病（PCVAD）、豚インフルエンザ、トキソプラズマ症。
6. その他
  - 1) 衛生的に製造管理された飼料を給与していること。また豚由来飼料原料を豚に与えていないこと。
  - 2) 種豚や精液の輸送により、納入先に疾病を持ち込まないための輸送規定を保有していること。

## 精液供給農場（AI センター）の追加条件について

1. AI センターへの導入豚（あるいは供給農場）の条件
  - 1) 上記 5. 1) に示した存在してはいけない疾病に関しては、陰性農場から導入すること。
  - 2) 上記 5. 2) に示した存在しないか、十分にコントロールすべき疾病に関しては、その発生が少なくとも導入の 30 日以内に無い農場から導入すること。
2. 導入豚の隔離検査条件
  - 1) 主たる飼育設備とは別の隔離検査設備を保有すること。
  - 2) 導入豚は全て、その設備で最低 14 日間の隔離検査を実施すること。
  - 3) 隔離検査期間中は、毎日の臨床検査で異常の無いことと必要な検査で陰性（PRRS など）を確認したあとに、主たる飼育設備に移動すること。
3. AI センター内で飼育されている雄豚の健康条件
  - 1) 日々の臨床検査により異常の無い豚のみから採精すること。そして、その記録を保管すること。
  - 2) PRRS は定期的に血液あるいは唾液で PCR 検査を実施し、陰性であることを証明すること。
  - 3) 上記 5. 2) に示した存在しないか、十分にコントロールすべき疾病に関しては、出荷前の 14 日以上、臨床症状の無いこと。もし、発生した場合は関係者に連絡するとともに、最低 14 日間の出荷を停止して、その後、必要な検査などを経て、出荷再開すること。
4. 精液採取・処理・保存・発送に関する衛生管理規定を保有すること。
  - 1) SOP（標準作業手順書）を作成すること。
  - 2) 処理済み製品（精液）の品質管理を実施し、記録を保管すること。以上